

教員の働き方改革について

本校ではお子様の健やかな成長のためには、教員が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる職場環境作りが欠かせないと考えております。また、私立学校は一般企業と同じように労働基準法等を守らなければなりません。本校では教員の長時間勤務を防ぐために次のようなことを行っています。まず、1年単位の変形労働時間制を採用することにし、長期休業中や特定の日の勤務時間を減らしてその分を平日に割り当てることにしております。従って、夏休みや年末、年始等の勤務時間が短くなったり休業したりすることをご理解ください。

また、平日の勤務時間は午後5時までで、土日祝日は休業日です。保護者会等は、午後5時以降に行うことはできません。特別な事情が発生し、保護者の方に学校においていただく場合も、午後5時までにおいでいただくことをお願いしております。お仕事をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますが、法令遵守ということでご理解とご協力をお願いします。

つきましては、下記のように業務改善に取り組んで参ります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1 勤務時間の遵守

※勤務時間は午前8時15分から午後5時までです。ただし、定期試験中や長期休業中は午前中のみの勤務となる日があります。

※生徒相談、保護者面談も勤務時間内に行います。

2 電話対応時間の明確化

3 休業日の休業の徹底（学校行事、保護者会、課外活動、PTA諸活動の見直し）

※休業日とは、原則として、土曜日、日曜日、祝日、一斉休業日（8月8日～8月17日、12月28日～1月4日）その他学校が指定する日を指します。

※休業日の諸活動（部活動、研修会、講習会、フィールドワーク等）を行う場合は、部活動顧問、担当者から連絡をします。

4 有給休暇の取得率向上

※担任不在の場合は、学年主任等が対応します。

電話対応時間について

本校では学校における働き方改革の一環として、保護者様対応については原則として教員の勤務時間内に行うこととしております。つきましては、電話対応時間は下記のようにいたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1 電話対応時間

区 分	電 話 対 応 時 間	備 考
通常授業日	午前 8 時 15 分 ~ 午後 5 時 30 分	月曜日 ~ 金曜日
休 業 日	終日対応いたしません	土曜日、日曜日、祝日、 一斉休業日（8/8~8/17、 12/28~1/4）
長期休業中	午前 8 時 15 分 ~ 午後 0 時 15 分	月曜日 ~ 金曜日

- (1) 本校は変形労働時間制を採用しており、教員の基本的な勤務時間は、午前 8 時 15 分から午後 5 時までです。また、定期試験中は午前 8 時 25 分から午後 0 時 25 分まで、長期休業中の勤務時間は、午前 8 時 15 分から午後 0 時 15 分までです。勤務時間外は、教員不在の場合があります。
- (2) 勤務時間外は警備員が対応します。なるべく勤務時間内にご連絡いただきますようお願いいたします。

2 その他

- (1) 電話対応時間外は、その旨のガイダンスが流れます。
- (2) お子様の事故や罹災などの緊急時は、警察、救急、消防へご連絡ください。
- (3) 電話対応時間外の活動（部活動、研修会、講習会、フィールドワーク等）については、部活動顧問、担当者の指示に従ってください。